

高知県文化部活動ガイドライン

平成31年2月

高知県教育委員会

目 次

はじめに	… 1
1 基本方針	… 1
2 適切な運営のための体制整備	… 2
(1) 文化部活動の方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	… 4
(1) 適切な指導の実施	
(2) 文化部活動用指導手引の普及・活用	
4 適切な休養日等の設定	… 4
5 生徒のニーズを踏まえた文化及び科学等の環境整備	… 5
(1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置	
(2) 地域との連携等	
6 学校単位で参加する大会等の見直し	… 6
7 高等学校段階での対応	… 7

はじめに

- 県教育委員会は、平成 26 年度から推進してきた運動部活動に関する様々な取組によって、すべての学校がきまりとしての休養日を設定するなど、その適正化に努めるとともに、文化部活動についても、これに準じて部活動の適正化に向けた取組を推進してきた。
- しかしながら、文化部活動を取り巻く課題は多様化・複雑化してきており、従前と同様の運営体制では維持が難しくなってきたり、学校や地域によっては存続の危機にある。併せて、教員の働き方改革と相まって、抜本的な文化部活動改革に取り組む必要性がでてきている。
- 平成 30 年 12 月に出された文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を受け、県内の文化部活動改革の第一歩として本ガイドラインを作成した。
- 各教育委員会、各学校、各関係機関等においては、本ガイドラインの趣旨を十分理解し、現状の把握から課題解決に向けた取組を進める中で、持続可能な文化部活動の構築を目指すことを期待する。

1 基本方針

- 本ガイドラインは、国が示した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、義務教育である中学校（義務教育学校後期課程、特別支援学校中学部を含む）段階の文化部活動を主な対象とし、生徒の視点に立った、学校の文化部活動改革に向けた具体的な取組について示すものである。
- 本ガイドラインは、生徒にとって望ましい文化及び科学等の部活動環境を構築するという観点に立ち、文化部活動が以下の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
 - ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒が生涯にわたって学び、文化や科学等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
 - ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこととし、各学校においては、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりすることがないように、留意すること。

- ・ 学校全体として文化部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
 - ・ 文化部活動の多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること。
- 県教育委員会、市町村（学校組合）教育委員会及び学校は、本ガイドラインに則り、持続可能な文化部活動の在り方について検討し、改革に取り組む。
 - 本ガイドラインの基本的な考え方は、学校の種類にかかわらず該当するものであることから、高等学校段階の文化部活動についても本ガイドラインを原則として適用する。その際、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に心身の発達及び進路に応じて、多様な教育が行われている点に留意する。
 - 県教育委員会は、改革を推進するために「高知県文化部活動改革推進委員会」を設置し、改革に必要な支援等を検討する。
 - 県教育委員会は、本ガイドラインに基づく文化部活動改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 文化部活動の方針の策定等

- ア 市町村（学校組合）教育委員会は、本ガイドラインを参考に「設置する学校に係る文化部活動の方針」を策定する。
- イ 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る文化部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定する。
- ウ 文化部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- エ 校長は、上記イの活動方針及び上記ウの活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- オ 県教育委員会及び市町村（学校組合）教育委員会は、各学校において文化部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に文化部活動を実施できるよう、適正な数の文化部を設置する。

イ 県教育委員会及び市町村（学校組合）教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置するように努める。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、文化部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各文化部の活動内容を把握し、生徒が安全に文化及び科学等の活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、必要に応じて指導・是正を行う。

オ 県教育委員会は、文化部活動の指導者（顧問及び部活動指導者や外部指導者等）を対象とする文化及び科学等の指導に係る知識及び技能の質の向上並びに学校の管理職等を対象とする文化部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 県教育委員会、市町村（学校組合）教育委員会及び校長は、教師の文化部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な文化部活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び文化部活動の指導者は、文化部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」及び県教育委員会が平成26年3月に作成した「運動部活動全体計画ハンドブック」を参考とし、運動部活動と同様に生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。県教育委員会及び市町村教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 文化部活動の指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、文化や科学等の生徒の能力向上や、生涯を通じて親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 文化部活動用指導手引の普及・活用

ア 県教育委員会は、文化部活動に関わる各分野の関係団体等が今後策定する予定の文化部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引（習熟レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、文化部活動の指導者や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）の周知・活用を推進する。

イ 文化部活動の指導者は、指導手引等を活用して、上記2（1）に基づく指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

ア 文化部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

- 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
 - 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
 - 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- イ 市町村(学校組合)教育委員会は、上記2(1)に掲げる「設置する学校に係る文化部活動の方針」の策定に当たっては、上記アの基準を踏まえるとともに、県教育委員会が策定した方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、下記ウに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- ウ 校長は、上記2(1)に掲げる「学校の文化部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記アの基準を踏まえるとともに、市町村(学校組合)教育委員会が策定した方針に則り、各文化部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各文化部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

5 生徒のニーズを踏まえた文化及び科学等の環境整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置

ア 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の文化部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部の設置を推進する。

具体的な例としては、より多くの生徒の文化や科学等の活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動を行う部や、大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動等、生徒が楽しく文化や科学等の活動に親しむ動機付けになるものが考えられる。

イ 県教育委員会及び市町村(学校組合)教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の文化部活動を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれないよう、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

また、持続可能な活動を確保するため、長期的には従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。このため、県教育委員会及び市町村（学校組合）教育委員会は、本ガイドラインを踏まえた文化部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の文化部活動に代わりうる生徒の文化や科学等の活動の機会の確保・充実方策を検討する。

（２）地域との連携等

- ア 県教育委員会、市町村（学校組合）教育委員会及び校長は、家庭の経済状況にかかわらず、生徒が文化や科学等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力や体育館や公民館、美術館・博物館、劇場などの社会教育施設及び文化施設の活用、芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるといふ視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な文化や科学等の活動のための環境整備を進める。
- イ 県教育委員会及び市町村（学校組合）教育委員会は、各分野の関係団体等と連携し、その協力を得ながら、学校と地域が協働・融合した形での文化や科学等の活動を推進するとともに、部活動指導員の任用・配置や、文化部活動の指導者等に対する研修等、文化や科学等の活動の指導者の質の向上に取り組む。
- ウ 県教育委員会及び市町村（学校組合）教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒が文化や科学等の活動に親しめる場所が確保できるように、学校施設の開放を推進する。
- エ 県教育委員会、市町村（学校組合）教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、文化や科学等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

- ア 県教育委員会及び市町村（学校組合）教育委員会は、学校の文化部が参加する地域の行事・催し等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等や地域の行事・催し等に参加することが、生徒や文化部活動の指導者の過度な負担とならないよう、大会等や地域の行事、催し等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の文化部が参加する大会等や地域の行事、催し等の数の上限の目安等を定める。

イ 校長は、学校の設置者が定める上記アの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や文化部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等や地域の行事、催し等を精査する。

7 高等学校段階での対応

○ 本ガイドラインの高等学校段階への適用にあたっては、各高等学校の特色や文化部活動の特性、県の文化振興施策等を踏まえて、新たに設置する「高知県文化部活動改革推進委員会」において高等学校の文化部活動の在り方について検討し、方針を策定する。